

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の返戻金制度については次のとおりです。

当社の職業紹介により入社した求職者について自己都合により退職した場合、以下の基準により紹介手数料を減額するものとします（契約書・覚書等で別途定めた場合は当該定めによります）。

入社後一週間未満の場合：１００％減額

入社後一週間以上、一か月未満の場合：５０％減額

但し、求人者及び関係雇用主の求職者に対する対応が各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が退職した場合や求職者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なる事に起因する退職の場合など、専ら求人者及び関係雇用主の都合により退職することとなった場合は紹介手数料の返戻、減額は行いません。